

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1)「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

○児童間のつながりを育てる活動

縦割り活動等の異学年交流を計画的・継続的に行うことで、児童間のつながりを育て、弱者をいたわる思いやりの心を育成します。

○聴き合う関係づくり

話し合い活動の中で相手の思いを想像しながら聴き合う関係を作ることで、相手の立場に立って考えられる児童を育成します。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○道徳教育の推進

福井県版「心のノート」等を活用し、具体的な人権問題について考え議論する道徳教育を推進します。発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

(2) 学校評価

学校評価に、各立場に応じた評価項目を設定します。

【教職員】

- 児童の人権意識が高まるように心がけている。
- 児童が自己肯定感を高め、自尊感情をはぐくむように心がけている。
- いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面接を実施している。
- 児童の不適切な発言を聞いた場合、その場で注意・指導している。
- 少しでもいじめの行為が疑われている場合、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。

【保護者】

- 学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- 学校は、いじめ防止等のための取組を、学校便りや学級通信等で、児童や保護者に伝えている。
- 学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組を行っている。

【児童】

- いじめの行為を見聞きした場合、先生や保護者に伝えることを心がけている。
- 学校は、悩みや不安を相談しやすい体制を整えている。
- アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えるように心がけている。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、わかりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い授業力アップに努め、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動などの交流活動を積極的に行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童が主体的に活動する機会を計画的に設け、児童が学校生活に対し楽しさ・達成感を感じることが出来る機会を充実させます。その中で、集団として他者を思いやり、尊重し、いじめを抑止しようとする力を育成します。

○相互理解教育の推進

特別支援学級と通常学級との相互理解を深める学習を通して、個々の多様性を理解し、個性を受容し、だれにでも思いやりをもつて接することができる児童を育成します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話・スマートフォン等に関する指導

インターネット利用時のモラルについて警察等関係機関との連携を図り、事例をもとにした指導を行います。また、ネット利用の仕方について学年独自のルールづくりを行う活動に取り組み、ルールの遵守について定期的にふり返りを行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○いじめ毎月チェックの活用

児童が日々の生活をふり返るための自己チェックを月1回行い、いじめやいじめに準ずる問題を早期発見し、解決を図ります。また、いじめに関する情報を各教員が共有できるよう、職員会議や担任者会で情報共有する仕組みをつくります。さらに、いじめに関する情報を次年度に引き継ぐために利用し、継続的指導に役立てます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による組織的な対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有し、「いじめ対応サポート班」による事案対処方針の立案と協働的対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けた、あるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

○いじめが発生し事案対処した後、定期的に当事者への聴き取りを行い、再発していないことを確認します。

①確認は少なくとも3ヶ月間継続して行い、いじめに係る行為が止んでいる場合において解消したとします。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められることを、被害児童本人およびその保護者に対し、面談等により確認します。

(6) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。

- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員)

校長，教頭，生徒指導主事，養護教諭，教育相談担当，スクールカウンセラー

(活動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画，実践，ふり返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換，連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員)

生徒指導主事，担任，教育相談担当，養護教諭，スクールカウンセラー

(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察，児童相談所などとの連携